

GO-E Nセンター利用規程

○ 会員の定義

GO-E Nセンター会員（以下「会員」という。）とは、GO-E Nセンターが定める所定の手続きにより会員登録を行った個人をいいます。

○ 会員登録の有効期間

会員登録の有効期間は、登録日から登録年度の3月31日までです。

○ 会員登録内容

（1）非開示項目

氏名、年齢、現住所、電話番号及びメールアドレス

（2）開示項目（任意）

性別、生年月日、職業、自己PR、写真（オンライン上では非公開）

○ 会員登録内容の変更

会員登録内容に変更が生じた場合には、速やかに変更届（別記第3号様式）を提出してください。変更の内容によっては、公的書類等にて確認をさせていただきます。登録内容と実態が相違する場合、お引き合わせの際などに支障が生じることがありますので、速やかに手続きを行ってください。

○ GO-E Nセンター

GO-E Nセンターは次のとおり設置しますので、別に公表する最新の開所予定日表を確認されたうえで、利用の予約等申し込みを行ってください。

（1）GO-E N 萩センター 萩市役所第2庁舎内

（2）GO-E N 長門センター 長門市中央公民館内

（3）GO-E N 美祢センター 美祢市役所別館内（美祢市化石館横）

○ マッチングとお見合い

（1）GO-E Nセンターのご利用はすべて予約制です。希望するGO-E Nセンター開設日のうち利用を希望する日の3日前（土日祝日を除く）までにお電話で必ずご予約してからお越しください。また、予約をキャンセルされる場合は、3日前までにご連絡をお願いします。

（2）相談員との相談時間は、30分・1時間・1時間30分・2時間といった30分単位となっています。ご希望の相談時間をご予約時にお伝えください。

（3）前回相談時とは異なる窓口で相談する場合、予約時にその旨をお伝えください。

（4）会員登録内容は、会員以外には開示しません。

（5）ご希望されるお相手の内容に基づき、相談員がお相手の紹介を行います。お相手から承諾の返事があれば、お見合いの決定となります。相談員がお見合いの日時を調整します。

（6）日時、場所等を確認し、予定時間に遅れないようにお越しください。

- (7) お見合い当日は、トラブル防止のためお互いの氏名や住所、電話番号、メールアドレス、連絡機能を持つアプリケーション等IDなどを絶対に相手に教えないでください。
- (8) お見合い後、相談員より交際希望の有無をお尋ねします。
- (9) 双方とも交際の意思があることが確認された場合、GO-ENセンターから改めて双方に相手方の連絡先をお伝えします。

○ お見合い等にかかる費用

お見合い場所までの移動費、場所費及び飲食等の費用については、会員の実費負担となります。なお、当日に支払い等を行う必要のある費用については、その場で速やかに精算できるよう予め準備をしたうえで、お越しくください。

○ 仮交際

- (1) 本交際までの準備・判断期間として、仮交際期間を設けることができます。
- (2) 仮交際の期間は、お見合いの日から2ヶ月以内です。この仮交際の期間中、相談員が交際の意志を確認いたしますので、その際は「本交際」か「交際終了」かをご回答ください。
- (3) 仮交際の期間中は、紹介カードは公開のままとなりますが、他の方とのお見合いは仮交際終了後となります。
- (4) 仮交際中は、「結婚の口約束」「宿泊」「宿泊を伴う旅行」「婚前交渉」「同棲」は行わないことといたします。
- (5) 交際が終了となった場合は、連絡先を必ず削除してください。

○ 本交際

- (1) 各自の責任において交際をスタートさせてください。本交際開始後のトラブルにつきましては、GO-ENセンターは一切の責任を負いません。
- (2) 相談員が交際の状況等をお尋ねすることがございますので、その際にご回答ください。
- (3) 本交際中における「宿泊」「宿泊を伴う旅行」「婚前交渉」「同棲」は成婚とみなし、退会といたします。
- (4) 交際が終了となった場合は、連絡先を必ず削除してください。

○ 退会

- (1) ご結婚が決まられた場合やその他の理由により退会される場合には、その旨をGO-ENセンターまでお知らせください。
- (2) GO-ENセンター会員規程に定める会員登録の有効期限終了日から起算して、1ヶ月以内に更新登録料が支払われないときは、退会の意向を示したものとみなします。

○ 利用サービスの停止等

- (1) GO-ENセンターは、萩市、長門市及び美祢市の予算等に基づき、GO-ENプロジェクト実行委員会が行う事業であることから、予算の議決、その他不測の事態等を理由にサービスを停止または、廃止する場合があります。
- (2) GO-ENセンターの相談等業務を専任する相談員が、事故もしくはその他の理由によりG

GO-ENセンターでの執務が困難なとき、または、欠員となったとき、その相談員が配置されるGO-ENセンターにおけるサービスの提供を停止します。

- (3) 前2号のいずれか、または災害等を含む緊急的事態等により予告なくサービスの提供を停止した場合に発生した会員の損失については、GO-ENセンターは一切責任を負わないものとします。

○ その他

- (1) 乱暴な言動や不当な行為をされる方のGO-ENセンターへの入会及び利用は固くお断りします。
- (2) 会員登録時又は登録後に次のような行為が認められた場合には、登録をお断り又は登録を抹消するとともに、悪質な場合には法律に基づいた対処をすることもあります。
- ①偽りその他不正な手段で入会したとき
 - ②GO-ENセンターの相談員、お引き合わせの相手等に対して、誹謗中傷やストーーカー行為又はこれに類する行為を行ったとき
 - ③法令で禁じられる行為、公序良俗に反する行為、直前のキャンセル等他の会員に迷惑のかかる行為を行ったとき
 - ④相手等に対して、物事を強要し、または、商品やサービス等を執拗に勧誘したとき
 - ⑤GO-ENセンターからの照会や連絡に一切応じないとき
 - ⑥その他、会員としてふさわしくない行為があったとき
 - ⑦その他、GO-ENセンターの運営に重大な支障をきたすおそれがある場合
- (3) 前号の規定により登録を抹消した場合であっても、入会登録料及び更新登録料は返還せず、また、その抹消により発生するその他のいかなる個人の費用について、GO-ENセンターは一切の費用負担及び賠償等を負いません。

附 則

この規程は、令和4年4月6日から施行します。

附 則

この規程は、令和4年6月21日から施行します。